

# 日本代表選考規程

## 第1条【目的】

本規程は、公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、「本連盟」という）が国際大会に選手を派遣するための代表監督および選手（以下、「日本代表選手」という。）選考等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2条【権限】

日本代表監督および選手を選考する最終的な権限は、本連盟理事会にある。  
代表選手選考に限り、「選手選考委員会」に権限を委譲する。  
代表選手選考委員会は、本連盟専務理事を委員長とし、競技担当執行理事、代表監督、代表コーチ、本連盟事務局とする。  
選手選考結果については、代表選手選考委員長から理事会への報告事項として上程する。

## 第3条【選考基準】

代表監督の選考については、野球の経歴・実績・指導経験・指導者資格の保有、懲罰の有無を含めた中で総合的に判断し、一般財団法人全日本野球協会（以下、「BFJ」という。）の日本代表行動規範を遵守できる者を本連盟理事会において決定する。

2. 代表選手の選考については次のとおりとする。

- (1) 全日本軟式野球連盟登録チームの選手であること。
- (2) 日本国籍を有する選手であること。
- (3) 派遣大会規定の対象年齢の選手であること。
- (4) 代表選手として選考される意志を有していること。
- (5) 本連盟が指定する選手選考会に参加していること。
- (6) BFJ日本代表行動規範を遵守できる選手であること。
- (7) フェアプレイやスポーツマンシップを理解・実践し、参加国及び参加地域との友好と親善に寄与できる選手であること。
- (8) 心身が健康で競技会に参加できる見込みがあること。
- (9) 代表選手が未成年者の場合は、その保護者が参加することに同意していること。
- (10) 代表選手の内定後、特別な理由を除き、日本代表チームの活動を欠席することは認めない。
- (11) 代表選手選考委員会は、派遣対象となる競技大会に対し選考基準を明確に策定し公表しなければならない。

## 第4条【選考手順】

代表選手の選考手順は次のとおりとする。

2. 代表選手の募集は、全国各地から行うことを基本とする。
3. 第一次選考は集合形式または動画によるデジタルチャレンジにより実施する。
4. 第一次選考委員会を実施する。
5. 第一次選考を通過した選手を対象に、第二次選考を集合形式で実施する。

6. 第二次選考委員会を実施する。

#### 第5条【発表と通知】

選考終了後に日本代表選手を発表する。

- (1) 本連盟及び関係団体のホームページにて公表する。
- (2) 選手及び選手が所属している都道府県支部に選考結果を通知する。
- (3) 選考会に参加した選手は、選考の如何に関わらず、選考理由に関する説明を求めることができる。
- (4) 選考結果を理事会で報告する。

#### 第6条【代表取り消し】

選考後、負傷等により競技が行えない事態が発生した場合、もしくは諸規程違反等の事態が発覚した場合には、日本代表監督及び選手としての資格を取り消すことがある。

#### 第7条【不服申し立て】

代表選手最終選考に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

#### 第8条【改廃】

本規程の改廃は、理事会において行う。

#### 附則

1. この規程は令和4年11月8日から施行する。
2. この規程に定めのない事項は、理事会にて決定する。